

南会津町農業等振興事業補助金

— 農業者の皆様を応援します！ —

町では、農業等の振興を図るため、次のような助成制度を設けておりますので、是非ご活用ください。

重点振興作物とは・・・
町内で一定以上の販売実績がある作物をいいます。

◆野菜類 「トマト」「アスパラガス」
◆花卉類 「リンドウ」「カスミ草」「スターチス」「カラー」

【補助対象事業一覧】

事業名	対象・要件等	補助金額
① 国・県補助事業	<p>【対象】 農業団体、営農集団、農業法人</p> <p>【要件】 国・県の補助事業に採択された事業者に対し、農業用機械・施設整備・種苗代等の購入経費を助成する。</p>	町…補助対象事業費の <u>3/10以内</u> ※国・県の補助率と合わせて <u>7/10</u> を上限とします。
② 種苗等支援事業 ※重点振興作物の栽培に限る	<p>【対象】 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（要規約）</p> <p>【要件】 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。 (1)新植：<u>各戸の新植面積が5a以上または各戸の補助対象事業費が5万円以上</u> (2)改植：<u>各戸の改植面積が5a以上または各戸の補助対象事業費が5万円以上</u> ※新植については、前年度の経営面積より増加する場合のみ対象とする。 ※ただし、トマトは新規栽培時の苗に限る。</p>	(1)補助対象事業費の <u>2/3以内</u> 限度額100万円 (2)補助対象事業費の <u>1/3以内</u> 限度額100万円
③ 農業用資材支援事業 ※重点振興作物の栽培に限る	<p>【対象】 (1)農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、 (2)3戸以上で組織する営農団体（要規約）</p> <p>【要件】 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール及び防草シートを助成する。 事業費は <u>1件当たり10万円以上</u>とする。</p>	(1)補助対象事業費の <u>1/4以内</u> 限度額30万円 (3年に一度の申請) (2)補助対象事業費の <u>1/4以内</u> 限度額10万円 (同一人につき3年に1回の申請)
④ 重点振興作物栽培支援事業 ※重点振興作物の栽培に限る	<p>【対象】 (1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 (2)農業生産法人、認定農業者</p> <p>【要件】 <u>新規で重点振興作物を10a以上栽培する者</u>に対し、機械・資材費を <u>栽培初年度のみ</u>助成する。 ※国県等の補助に採択された事業費以外とする。</p>	(1)補助対象事業費の <u>8/10以内</u> 限度額160万円 ※農業次世代人材投資資金（経営開始型）受給者は80万円を限度とする。 (2)補助対象事業費の <u>5/10以内</u> 限度額100万円
⑤ 客土支援事業 ※重点振興作物の栽培に限る	<p>【対象】 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（要規約）</p> <p>【要件】 重点振興作物栽培ほ場の面積が10a以上で10cm以上客土する場合の経費を助成する。</p>	補助対象事業費の <u>1/2以内</u> 限度額300万円

お問い合わせ先(市外局番0241)

本 庁	農林課	農政係	62-6220	伊南総合支所	振興課	農林建設係	76-7716
館岩総合支所	振興課	農林建設係	78-3340	南郷総合支所	振興課	農林建設係	72-2113